

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) 概要

目 次

※暴力団の排除	1
＜各家庭的保育事業等に共通の事項＞	1～3
＜家庭的保育事業＞	3
＜小規模保育事業＞	4～5
＜居宅訪問型保育事業＞	5
＜事業所内保育事業＞	5～7
＜経過措置＞	7

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案) 概要

「区分」欄中…従＝「従うべき基準」 参＝「参酌すべき基準」

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
暴力団の排除 (市独自基準)	1	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「家庭的保育事業者等」は暴力団等であってはならないことを規定します。
<各家庭的保育事業等に共通の事項>	2	連携施設の確保 ○ 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。 ①連携施設は、利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②連携施設は、必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。 ③連携施設は、当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、「その他の乳児又は幼児」に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	従	国の基準どおり
	3	子どもの差別的取扱いの禁止 ○利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国の基準どおり
	4	職員による有害行為の制限 ○職員は、利用乳幼児に対し、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従	国の基準どおり
	5	懲戒に係る権限の濫用禁止 ○家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	国の基準どおり
	6	食事の提供 ○ 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ○ その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を行うことも可能とする。また、離島などの地域においては学校、学校給食センターからの搬入も可とする。	従	国の基準どおり
	7	秘密の保持等 ○ 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であつた者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	従	国の基準どおり

項目	インデックス		国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
8	最低基準		○市町村長は、その管理に属する児童福祉法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	参	国の基準どおり
			○家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	参	国の基準どおり
			○最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	参	国の基準どおり
9	非常災害		○軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	参	国の基準どおり
10	職員の一般的要件		○利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	国の基準どおり
11	職員の知識及び技能の向上等		○職員は、常に自己研鑽に励み、児童福祉法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	参	国の基準どおり
			○家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	参	国の基準どおり
12	他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの基準		○他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。【ただし書き部分のみ従】	参	国の基準どおり
13	衛生管理等		○利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準どおり
14	健康診断の実施		○利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参	国の基準どおり
15	重要事項に関する規程の整備		○家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 家庭的保育事業者等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策	参	国の基準どおり

項目	インデックス		国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
			⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項		
	16	諸帳簿の整備	○家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	国の基準どおり
	17	苦情解決	○行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参	国の基準どおり
			○保育に関し、当該保育の提供又は児童福祉法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	参	国の基準どおり
<家庭的保育事業>	18	職員の配置基準	○家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する場合搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる。	従	国の基準どおり
			○家庭的保育者は、市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次のいずれにも該当する者とする。 ①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ②児童福祉法第18条の5各号及び第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者	従	国の基準どおり
			○家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。	従	国の基準どおり
	19	乳幼児の心身の状況等に応じた保育の提供	○家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特例に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	従	国の基準どおり
	20	保育の場所及び各種基準	○家庭的保育事業は家庭的保育者の居宅その他の場所であって、以下の要件を満たす場所で実施するものとする。【調理設備に係る部分のみ従】 ・保育を行う専用の部屋(9.9㎡以上(保育する乳幼児が3人を超える場合には1人につき3.3㎡を加えた面積))を設けること ・乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること ・衛生的な調理設備及び便所を設けること ・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上。代替地も可)があること ・火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること	参	国の基準どおり
	21	保育時間	○家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参	国の基準どおり
22	保護者との連絡	○常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。(小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育も同様)	参	国の基準どおり	

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
＜小規模保育事業＞	23	小規模保育事業の区分	○ 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	従	国の基準どおり
	24	職員の配置基準(A型)	○ 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従	国の基準どおり
			○ 小規模保育事業所A型については、保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 ④ 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人 ○ 保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国の基準どおり
	25	職員の配置基準(B型)	○ 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従	国の基準どおり
			○ 小規模保育事業所B型の保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 ○ 保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国の基準どおり
	26	職員の配置基準(C型)	○ 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。	従	国の基準どおり
			○ 小規模保育事業所C型においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。	従	国の基準どおり
	27	利用定員(C型)	○ 小規模保育事業C型はその利用定員を6人以上10人以下とする。	従	国の基準どおり
28	設備基準	○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、調理設備及び便所を設けること。乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること【調理設備に係る部分のみ従】(小規模型事業所内保育事業も同様)	参	国の基準どおり	
		○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。(小規模型事業所内保育事業も同様)	参	国の基準どおり	

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
		○ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること【調理設備に係る部分のみ従】(小規模型事業所内保育事業も同様)	参	国の基準どおり
		○ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室(1人につき3.3㎡以上であること)、屋外遊技場(1人につき3.3㎡以上であること)(代替地含む。)、調理設備及び便所を設けること。保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること【調理設備に係る部分のみ従】	参	国の基準どおり
<居宅訪問型保育事業>	29 事業の内容	○ 居宅訪問型保育事業は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ② 子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③ 児童福祉法第24第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育 ⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育	従	国の基準どおり
	30 職員の配置基準	○ 居宅訪問型保育事業は、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。	従	国の基準どおり
	31 連携施設の確保	○ 居宅訪問型保育事業者は、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	従	国の基準どおり
	32 設備及び備品	○ 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	参	国の基準どおり
<事業所内保育事業>	33 職員の配置基準(保育所型)	○ 保育所型事業所内保育事業所(利用定員20人以上)には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業や搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては調理員を置かないことができる。 ○ 保育所型事業所内保育事業の保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数以上とし、2人を下回ることはできない。 ① 乳児 おおむね3人につき1人 ② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人 ③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人 ④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人 ○ 保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	従	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方																										
	34 連携施設に関すること (保育所型)	<p>○ 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携する施設の確保に当たつて、下記に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>①利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>②必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わつて提供する保育をいう。)を提供すること。</p>	従	国の基準どおり																										
	35 職員の配置基準 (小規模型)	<p>○ 小規模型事業所内保育事業所(利用定員19人以下)には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所の場合、調理員を置かないことができる。</p> <p>○ 小規模型事業所内保育事業の保育従事者の数は、次の区分ごとに定めて、各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>① 乳児 おおむね3人につき1人</p> <p>② 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人に1人</p> <p>③ 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人に1人</p> <p>④ 満4歳以上の児童 おおむね30人に1人</p> <p>○ 保育士の数の算定に当たつては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	従	国の基準どおり																										
	36 乳幼児の定員枠	<p>○ 事業所内保育事業者は、利用定員に応じ、本省令で定める数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="748 863 1290 1353"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6～7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41～50人</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1～5人	1人	6～7人	2人	8～10人	3人	11～15人	4人	16～20人	5人	21～25人	6人	26～30人	7人	31～40人	10人	41～50人	12人	51～60人	15人	61～70人	20人	71人以上	20人	参	国の基準どおり
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																													
1～5人	1人																													
6～7人	2人																													
8～10人	3人																													
11～15人	4人																													
16～20人	5人																													
21～25人	6人																													
26～30人	7人																													
31～40人	10人																													
41～50人	12人																													
51～60人	15人																													
61～70人	20人																													
71人以上	20人																													

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
	37	設備基準	○ 乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっているものとする。	参	国の基準どおり
			○ 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所(利用定員20名以上)には、乳児室(1人につき1.65㎡以上であること)又はほふく室(1人につき3.3㎡以上であること)、医務室、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設ける。乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること【調理室に係る部分のみ従】	参	国の基準どおり
			○ 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室(1人につき1.98㎡以上であること)、屋外遊戯室(代替地含む。1人につき3.3㎡以上であること)、調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。)及び便所を設けること。保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること【調理室に係る部分のみ従】	参	国の基準どおり
<経過措置>	38	食事提供等に関する経過措置	○ 現在、自園で調理を行っていない場合については、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は経過措置として、食事の提供や調理員の配置の規定について適用しないことができる。	従	国の基準どおり
	39	連携施設に関する経過措置	○ 連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合には、省令の施行の日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従	国の基準どおり
	40	家庭的保育者、家庭的保育補助者に関する経過措置	○ 家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業における「保育従事者」とみなす。	従	国の基準どおり
	41	利用定員に関する経過措置	○ 小規模保育事業C型にあっては、省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、利用定員を6人～15人以下とすることができる。	従	国の基準どおり